第六号様式（第十六条関係）（昭三一農令四五・全改、昭四九農令四六・平九農水令九・令二農水令八三・一部改正）

隔 離 栽 培 命 令 書

年　月　日

・・・・・　殿

・・植物防疫所（・・支所又は出張所）
植物防疫官　氏　　　　名

植物防疫法第８条第７項の規定により下記１の植物を下記２の条件に従つて隔離栽培することを命ずる。

1　植物の種類及び数量

2　隔離栽培の条件

(1)　・・都道府県・・市郡区・・区町村・・番地・・に植え付けること。

(2)　当該栽培地の周囲・・メートル以内の地に・・年・・月・・日から・・箇月間・・等の植物を栽培しないこと。

(3)　隔離栽培の期間は、・・年・・月・・日から・・箇月間とすること。

(4)　管理の責任者は、(氏名)とすること。

(5)　栽培中検疫有害動植物が発生した場合は、遅滞なく、植物防疫所にその旨を通知すること。

(6)　植物防疫官の承認があるまでは、当該植物を前記栽培地から移動しないこと。

(7)　植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行うこと。